

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年12月4日（金）13時00分～14時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
高松専門職、伊藤係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
    - 機器異常時の警報発報
    - 敷地境界における実効線量評価の条件設定根拠
    - シャッターの開閉に係る運用
    - 組織改編の反映
    - 減容処理設備において作業員が行う作業
    - 一時保管エリア解消前後の廃棄物の流れ
  - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、
    - 受け入れる廃棄物の線量管理において、表面線量率（ $\gamma$ 線）の平均を基準の値以下とするためにどのようなデータ管理を行うのか説明すること。
    - 連続ダストモニタのサンプリング間隔を示すこと。
    - 一時保管エリアと仮集積エリアの違いについて明確にすること。等を求めた。
6. その他  
資料：
  - 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について